

○ 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>第8 事業の実施手続等</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 事業実施主体は、第2の1及び2の事業の実施にあつては、別記様式第8号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、振興推進計画等に添付して提出するものとする。</u></p> <p><u>4・5 (略)</u></p> <p>第9 助成</p> <p>交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、下表に定めるもの及び工事費等（第16の1に掲げる経費をいう。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 委託料</td> <td>コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「<u>入札・契約手続</u>等の一層の改善について」（平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	経 費	1～5 (略)	(略)	6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「 <u>入札・契約手続</u> 等の一層の改善について」（平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託	<p>第8 事業の実施手続等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p>第9 助成</p> <p>交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、下表に定めるもの及び工事費等（第16の1に掲げる経費をいう。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 委託料</td> <td>コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「<u>入札・契約手続き</u>等の一層の改善について」（平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	経 費	1～5 (略)	(略)	6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「 <u>入札・契約手続き</u> 等の一層の改善について」（平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託
区 分	経 費												
1～5 (略)	(略)												
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「 <u>入札・契約手続</u> 等の一層の改善について」（平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託												
区 分	経 費												
1～5 (略)	(略)												
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「 <u>入札・契約手続き</u> 等の一層の改善について」（平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託												

7～18 (略)	先」は「事業実施主体」と、「再委託」は「委託」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。) (略)
----------	--------------------------------------------------------------------------

なお、人件費（賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第10 実施基準等

第2の1の事業の実施は、次に掲げるとおりとする。

1～5 (略)

6 別表1の事項1最適土地利用総合事業に係る事業メニュー欄に掲げる「1の(5)のイの蜜源・緑肥・省力・景観作物等」及び「2の(1)のイの(オ)の土壌改良」の交付額の算定に当たっては、対象農用地の面積に法面等耕作の用に供しない面積は含めないものとする。

その際、市町村長は土地改良区等が所有する土地原簿等と農業委員会に備える農地台帳とを比較・確認等するものとする。

7～17 (略)

(別記様式第8号)

環境負荷軽減のチェックシート

7～18 (略)	先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。 (略)
----------	-------------------------------------------------------------

なお、人件費（賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第10 実施基準等

第2の1の事業の実施は、次に掲げるとおりとする。

1～5 (略)

6 別表1の事項1最適土地利用総合事業に係る事業メニュー欄に掲げる「1の(5)のイの蜜源・緑肥・省力・景観作物等」及び「2の(2)のイの(オ)の土壌改良」の交付額の算定に当たっては、対象農用地の面積に法面等耕作の用に供しない面積は含めないものとする。

その際、市町村長は土地改良区等が所有する土地原簿等と農業委員会に備える農地台帳とを比較・確認等するものとする。

7～17 (略)

(新設)

① 農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の1から5までの取組の全ての項目を実施することが交付要件となっています（ただし、該当しない取組を除きます。）。

② 事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に ✓ を記入してください。

なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。

1	<p>適正な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止</p> <p>○ 農産物の調達を行う場合は、環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（該当しない） □</p> <p>○ 肥料・飼料等の製造を行う場合は、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。（該当しない） □</p>	<p>チェック欄</p> <p>□</p>
2	<p>エネルギーの節減</p> <p>◎ 施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。</p> <p>◎ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）</p> <p>◎ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。</p>	<p>□</p>
3	<p>廃棄物の発生抑制、適正な好循環的な利用及び適正な処分</p> <p>◎ プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連</p>	<p>□</p>

	<p>する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ <u>資源の再利用を検討する。</u></p> <p>○ <u>食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減に努める。(該当しない) □</u></p>	
4	<p>生物多様性への悪影響の防止</p> <p>○ <u>生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。(該当しない) □</u></p> <p>○ <u>水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。(該当しない) □</u></p>	□
5	<p>環境関係法令の遵守</p> <p>◎ <u>みどりの食料システムを理解する。</u></p> <p>◎ <u>適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法令を遵守する。</u></p> <p>◎ <u>環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。</u></p> <p>○ <u>機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。(該当しない) □</u></p> <p>◎ <u>正しい知識に基づく作業安全に努める。</u></p>	□

附 則

- この通知は、令和6年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要領に基づき、令和5年度までに着手した事業については、なお従前の例による。